

訪問介護・介護予防訪問介護

契約書別紙（兼重要事項説明書）

（ ） 様）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 輪
主たる事務所の所在地	〒697-0015 浜田市竹迫町2901番地
代表者（職名・氏名）	代表取締役 小西 康弘
設立年月日	平成27年3月17日
電話番号	TEL 0855-25-5810 FAX 0855-25-5820

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	株式会社 輪	
サービスの種類	訪問介護・介護予防訪問介護	
事業所の所在地	〒697-0015 浜田市竹迫町2901番地	
電話番号	TEL 0855-25-5810 FAX 0855-25-5820	
指定年月日・事業所番号	平成27年6月22日指定	3270701257
管理者の氏名	小西 康弘	
通常の事業の実施地域	旧浜田市、旧江津市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護（又は介護予防訪問介護）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで 年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前 8 時 から午後 17 時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、 24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	区分		配置及び職務の内容
		常勤	非常勤	
管理者	1	○		従業員及び業務の管理等
サービス提供責任者 (介護福祉士)	2	○	○	利用者 40 人を超える毎に 1 人加算 個別支援計画の作成・調整
訪問介護員	6	○	○	介護福祉士 介護職員初任者研修課程 修了者 訪問介護の提供

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	
--------------	--

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、介護保険割合証を元に基本利用料の 1 割又は 2 割負担の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護の利用料

【基本部分】

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※(注1) 参照	利用者負担金※(注2注3) 参照	
			基本利用料の 1割負担	基本利用料の 2割負担
身体 介護 中心	20分未満	1,650円	165円	330円
	20分以上30分未満	2,450円	245円	490円
	30分以上1時間未満	3,880円	388円	776円
	1時間以上 1時間30分未満	5,640円	564円	1,128円
	1時間30分以上	30分増すごとに 800円を加算	30分増すごとに 80円を加算	30分増すごとに 160円を加算
引き続き 「生活援助中心型」を 算定する場合		25分増すごとに 670円を加算 (身体介護の所要時 間が20分以上の場合 に限る。)	25分増すごとに 67円を加算 限度額として 最大201円まで加算	25分増すごとに 134円を加算 限度額として 最大401円まで加算
中心 生活 援助 型	20分以上45分未満	1,830円	183円	366円
	45分以上	2,250円	225円	450円

(注1) 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 介護保険負担割合証に基づき利用者負担金1割・2割負担のいずれかに適応します。

(注4) 遠方での御利用の場合別途交通費実費にて10円/km徴収致します。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円
生活機能向上連携 加算	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合(1月につき)	1,000円	100円
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,000円	100円
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本部分の50%	
介護職員処遇改善 加算Ⅱ ※	当該加算の算定条件を満たす場合	上記基本部分と各種加算減算の合計の4.8%	

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) 介護予防訪問介護の利用料

【基本部分】

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ (1月あたり)		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2注3)参照	
			基本利用料の 1割負担	基本利用料の 2割負担
介護予防 訪問介護費Ⅰ	1週間に1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた場合	11,680円	1,168円	2,336円
介護予防 訪問介護費Ⅱ	1週間に2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた場合	23,350円	2,335円	4,670円
介護予防 訪問介護費Ⅲ	1週間に3回程度以上の介護予防訪問介護が必要とされた場合 (要支援2の利用者のみ対象)	37,040円	3,704円	7,408円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 介護保険負担割合証に基づき利用者負担金1割・2割負担のいずれかに適応します。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円
生活機能向上連携 加算	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合 (1月につき)	1,000円	100円
介護職員処遇改善 加算Ⅱ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算 減算の合計の4.8%	

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防訪問介護は、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	利用者負担額1000円

（４）支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、差上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の　　日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
現金払い	サービスを利用した月の翌月10日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

９．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 （家族等）	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

１０．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１１．苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	TEL 0855-25-5810 FAX 0855-25-5820	営業時間
	面接場所 当事業所の相談室 小西 康弘	8時00分～17時00分

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	受付機関名	電話番号	営業時間
	浜田広域行政組合	電話番号 0855-25-1520	8時30分～ 17時15分
	島根県国民健康保険団体連合会 （苦情相談窓口）	電話番号 0852-21-2811	9時00分～ 17時00分
	市町村窓口 浜田市	電話番号 0855-25-9320	8時30分～ 17時15分
	江津市	電話番号 0855-52-2501	8時30分～ 17時15分

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
- ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

平成 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 所在地 浜田市竹迫町 2901 番地
事業者 株式会社 輪
代表者職・氏名 小西 康弘 印

説明者 ・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所
氏 名 印

家 族 住 所
本人との続柄
氏 名 印